

## 目次

教育委員会規則	
○北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………	1
告示	
○教育職員免許状の失効について……………	2
通達・通知	
○市町村立小学校における平成27年度以降使用教科書の採択状況について……………	2

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第17号）

##### 1 趣旨

学校が抱える諸課題に迅速かつ的確に対応するには、学校の組織運営体制の充実を図る必要があることから、道立学校に主幹教諭を配置するため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

(1) 教育長が別に定める学校に主幹教諭を置くこととした（第4条の3第1項関係）。

(2) 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどることとした（第4条の3第2項関係）。

(3) 2以上の部を有する特別支援学校の各部（幼稚部を除く。）にそれぞれ置く主事は、その部に属する主幹教諭又は教諭をもって充てることとした（第4条の4第1項関係）。

(4) 主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、当該主幹教諭の整理する校務を担当する主任等を置かないことができることとした（第5条第2項関係）。

(5) その他所要の規定の整理を行うこととした（第7条第3項及び第16条の2関係）。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成27年4月1日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年9月8日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

### 北海道教育委員会規則第17号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項中「教諭」を「主幹教諭又は教諭」に改め、同条を第4条の4とする。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（主幹教諭）

第4条の3 教育長が別に定める学校に主幹教諭を置く。

2 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

第5条中第11項を第12項とし、第2項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、当

該主幹教諭の整理する校務を担当する主任等を置かないことができる。  
第7条第3項及び第16条の2中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、平成27年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第55号**

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成26年9月8日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

氏 名	東 悠 希		本 籍 地	北 海 道	
免許状の種類（教科）	免 許 状 の 番 号	授 与 年 月 日	授 与 権 者		
高等学校教諭1種免許状 （理 科）	平 2 2 高 1 第 1 8 6 7 号	平成23年3月24日	北海道教育委員会		
高等学校教諭1種免許状 （数 学）	平 2 2 高 1 第 2 0 0 2 号	平成23年3月25日			
失 効 年 月 日	平成26年8月6日				
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号				

**通 達 ・ 通 知**

教 義 第 9 1 6 号

平成26年9月8日

各 教 育 局 長  
各 道 立 特 別 支 援 学 校 長  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 様  
北 海 道 教 育 大 学 長  
各 私 立 小 学 校 長

北海道教育委員会教育長

**市町村立小学校における平成27年度以降使用教科書の採択状況について（通知）**

このことについて、道内23採択地区の状況は、別記のとおりです。

（学校教育局義務教育課支援グループ）

別記

平成27～30年度使用小学校用教科書採択一覧 (市町村立学校)

種 目 採択地区	国 語	書 写	社 会	地 図	算 数	理 科	生 活	音 楽	図画工作	家 庭	保 健
第 1 採 択 地 区 ( 石 狩 )	教出	教出	教出	帝国	教出	教出	東書	教出	日文	東書	東書
第 2 採 択 地 区 ( 渡 島 )	教出	教出	教出	帝国	東書	東書	東書	教出	日文	開隆堂	東書
第 3 採 択 地 区 ( 檜 山 )	教出	教出	教出	帝国	東書	教出	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 4 採 択 地 区 ( 後 志 )	光村	光村	教出	帝国	教出	東書	東書	教出	日文	開隆堂	学研
第 5 採 択 地 区 ( 空 知 )	教出	教出	教出	帝国	教出	教出	教出	教出	日文	開隆堂	学研
第 6 採 択 地 区 ( 上 川 )	教出	教出	東書	東書	教出	教出	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 7 採 択 地 区 ( 留 萌 )	教出	教出	教出	帝国	教出	教出	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 8 採 択 地 区 ( 宗 谷 )	教出	教出	教出	帝国	教出	教出	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 9 採 択 地 区 ( 才 払 一 ツク )	教出	教出	教出	帝国	教出	教出	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 10 採 択 地 区 ( 胆 振 )	光村	光村	教出	帝国	東書	東書	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 11 採 択 地 区 ( 日 高 )	教出	教出	教出	帝国	教出	東書	東書	教出	日文	開隆堂	東書
第 12 採 択 地 区 ( 十 勝 )	教出	教出	東書	帝国	東書	教出	教出	教出	日文	開隆堂	学研
第 13 採 択 地 区 ( 釧 路 )	教出	教出	教出	帝国	教出	東書	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 14 採 択 地 区 ( 根 室 )	教出	教出	教出	帝国	東書	東書	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 15 採 択 地 区 ( 札 幌 市 )	光村	光村	東書	帝国	教出	教出	東書	教芸	日文	開隆堂	学研
第 16 採 択 地 区 ( 函 館 市 )	教出	教出	教出	帝国	東書	教出	東書	教出	日文	東書	光文
第 17 採 択 地 区 ( 旭 川 市 )	光村	光村	東書	帝国	教出	教出	日文	教芸	日文	開隆堂	学研
第 18 採 択 地 区 ( 小 樽 市 )	光村	光村	教出	帝国	教出	東書	東書	教出	日文	開隆堂	光文
第 19 採 択 地 区 ( 室 蘭 市 )	光村	光村	教出	帝国	啓林館	啓林館	教出	教芸	日文	開隆堂	東書
第 20 採 択 地 区 ( 釧 路 市、釧 路 町 )	教出	教出	教出	帝国	東書	教出	教出	教出	日文	開隆堂	東書
第 21 採 択 地 区 ( 帯 広 市 )	教出	教出	東書	帝国	東書	啓林館	啓林館	教出	日文	開隆堂	学研
第 23 採 択 地 区 ( 岩 見 沢 市 )	教出	教出	教出	帝国	教出	教出	教出	教出	日文	開隆堂	学研
第 24 採 択 地 区 ( 苫 小 牧 市 )	光村	光村	教出	帝国	啓林館	東書	学図	教出	日文	東書	東書

注 発行者の略称

「東書」：東京書籍(株)、「開隆堂」：開隆堂出版(株)、「学図」：学校図書(株)、「教出」：教育出版(株)、「教芸」：(株)教育芸術社、「光村」：光村図書出版(株)、「帝国」：(株)帝国書院、「啓林館」：(株)新興出版社啓林館、「日文」：日本文教出版(株)、「光文」：(株)光文書院、「学研」：(株)学研教育みらい

